



「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および 「離島等供給約款〔低圧用〕」の見直しについて

2025年1月7日
東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東電 EP」）が昨年9月30日に公表した料金メニュー等の見直しの内容を踏まえ、当社「電気最終保障供給約款」^{※1}、「離島等供給約款〔高圧用〕」^{※2}および「離島等供給約款〔低圧用〕」^{※2}の見直しを進めてまいりました。[\(2024年10月3日お知らせ済み\)](#)

このたび、具体的な見直しの内容がまとまったため、お客さまに早期にお伝えする観点から以下のとおりお知らせいたします。

なお、見直し内容については、東電 EP の見直し内容の変更等により、変更が生じる可能性がございます。

本内容については準備が整い次第、電気事業法^{※3※4}に基づき「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」の変更届出を経済産業大臣に行うことを予定しています。

1. 見直し内容について（別紙）

(1) 料金単価等の見直し

「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」に定める料金単価等は、東電 EP の料金単価等に基づき設定しております。このたび東電 EP がこれらの内容を見直すことから、当社「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」においても見直しを行います。

(2) その他見直し

災害時の特別な措置（基本料金の免除等）を「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」の供給条件に反映いたします。

また、「離島等供給約款〔低圧用〕」における第2深夜電力を廃止いたします。

2. 実施（予定）

2025年（令和7年）4月1日

3. その他

東電 EP が、2026年3月末をもって旧標準メニュー^{※5}を廃止することに伴う、「離島等供給約款〔高圧用〕」の見直し内容や見直し時期については改めてお知らせいたします。

- ※1 当社サービスエリア内における特別高圧・高圧で電気の供給を受けるお客さまがどの小売電気事業者とも契約の合意にいたらない場合に、当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めている。
- ※2 当社サービスエリア内の離島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島）におけるお客さまに当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めている。
- ※3 電気事業法第 20 条第 1 項（最終保障供給約款）
一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※4 電気事業法第 21 条第 1 項（離島等供給約款）
一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※5 業務用季節別時間帯別電力、業務用電力、高圧季節別時間帯別電力、高圧電力、高圧季節別時間帯別電力 A、高圧電力 A

別紙 1 : [「電気最終保障供給約款」の見直し内容について](#)
別紙 2 : [「離島等供給約款 \[高圧用\]」の見直し内容について](#)
別紙 3 : [「離島等供給約款 \[低圧用\]」の見直し内容について](#)

以 上